

物品購入等入札執行要領（抜粋）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 経理規則第81条第1項の規定に基づき、石川県農業共済組合（以下「組合」という。）が発注する1件当たりの取引価格の見込額（以下「取引価格」という。）が次の各号に定める額を超える物品の購入、役務の調達及び工事請負（以下「物品購入等」という。）の入札執行について、この要領の定めるところによる。

- （1） 物品の購入及び役務の調達 160万円
- （2） 工事請負 250万円

附 則

（改正手続）

第29条 この要領の改正は、理事の過半数によって定める。

（実施）

第30条 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

(備品の管理)

第80条 総務課長は、備品について備品台帳を作成し、適正に管理しなければならない。

(物品の購入及び役務の調達)

第81条 一件当たりの取引価格が物品購入等入札執行要領に定める額を超える物品の購入及び役務の調達については、入札の方法により契約するものとする。なお、入札の執行については、同要領に定めるところによる。

2 業務の必要性等から、組合長が特に必要と認めた場合は、前項の規定にかかわらず随意契約によることができる。ただし、この場合、あらかじめ見積書を徴し、見積価格その他の条件につき組合長の決裁を受けなければならない。

(未収金等債権の管理)

第82条 未収金等の債権については、別に定める未収金等債権管理要領に基づき管理する。

附 則

(改正手続)

第83条 この規則の改正は、理事の過半数によって定める。

(実施)

第84条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(実施)

第85条 この規則は、平成29年3月30日に改正し、平成29年4月1日から施行する。